

「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の一部改正(案)に対する意見書

公正取引委員会事務総局

経済取引局取引部取引企画課相談指導室

知的財産ガイドライン一部改正担当 御中

平成 27 年 8 月 4 日

日 本 ラ イ セ ン ス 協 会

I C T ビ ジ ネ ス ワ ー キ ン グ グ ル ー プ

独 禁 法 ワ ー キ ン グ グ ル ー プ

この意見書は、公正取引委員会より平成 27 年 7 月 8 日に『『知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針』の一部改正(案)に対する意見募集について』と題して提示された下記の事項に対して意見を述べるものである。

簡潔化のため、関係者の間で当然に理解される略語等は断りなく用いる。

記

「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」に新設された下記項目

- 1 「第 3 私的独占及び不当な取引制限の観点からの考え方」「1 私的独占の観点からの検討」「(1)技術を利用させないようにする行為」「オ」
- 2 「第 4 不公正な取引方法の観点からの考え方」「2 技術を利用させないようにする行為」「(4)」

1 はじめに

標準規格技術における必須特許に対しては、昨今の世界的な紛争・議論を背景に各国で検討がなされ、わが国においても知財高裁判決が出されており、今回新設された上記記載もこの流れを参考としながら独禁法の観点からの考え方を明らかにすべく起草されたものと思料する。

すでに各国においては、標準必須特許に係るライセンス交渉をめぐる権利者と被疑侵害者の利害について具体的なバランスを追求すべく具体的な検討が深められている。本改訂案は、これら外国判決や指針と比較すると、具体的な行動指針としてはやや不足している面があり、事業者に対する行動指針としての明確性や実効性からみると十分ではないように思える。

本意見提出者は、貴会により、事業者に対する行動指針としての明確性や実効性を十分に満たしたガイドラインが策定されることを希望するものである。そこで、以下においては、特に参照すべき海外判決・指針等につき列記させていただいた。これら判決・指針の内容も十分御参照の上、長年にわたる執行実績を有する独禁法先進国であったわが国が今後も国際的な議論において先導的役割を果たせるよう、より明確かつ実効的な指針を策定されることを期待したい。

2 諸外国及び日本における判例・指針等

(1) 米国司法省・特許商標庁共同声明書¹ (2013年1月8日)

¹ 「POLICY STATEMENT ON REMEDIES FOR STANDARDS-ESSENTIAL PATENTS SUBJECT TO VOLUNTARY F/RAND COMMITMENTS」
http://www.uspto.gov/about/offices/ogc/Final_DOJ-PTO_Policy_Statement_on_FRAND_SEPs_1-8-13.pdf

米国司法省・特許商標庁は、2013年、標準必須特許侵害に対する救済に関する政策指針を共同して公表した。この政策指針では、FRAND宣言した特許権に基づく差止命令・侵害排除命令が公共の利益に反する可能性がある旨が明記されている。権利者救済によって市場の競争が阻害され、消費者の利益が損なわれることがあるというのがその理由である。

本指針はさらに、かかる基本的な考え方に基づいて、具体的に、標準必須特許に基づく差止請求を肯定すべき場合がある旨説明している。すなわち、同報告書7頁は、大要、被疑侵害者が①そもそも支払能力がなかったり、FRAND条件によりライセンスを受けることを拒んだりしている場合、②判決により支払を命じられたライセンス料を支払わなかった場合、③その被疑侵害者に対して損害賠償判決を得てもその国において判決を執行できない場合、には差止請求を肯定することが適切な場合があるという考え方を示している。

(2) IEEE「パテントポリシー」の改訂² (2015年)

IEEEは標準必須特許対応の一環として、FRAND宣言した標準必須特許の差止請求を認めない場合を規定した「パテントポリシー」の改訂案を取りまとめ、米国司法省反トラスト局に対して違法性の有無を照会した。

これに対して、反トラスト局は2015年2月、IEEEがパテントポリシーで定めた状況での標準必須特許所有者による差止請求を規制することが、反トラスト法に違反しないとの見解を、「ビジネス・レビュー・レター」(BRL)の中で表明した。

² 米国司法省・Business Review Letter (2015年2月2日)。
<http://www.justice.gov/archive/atr/public/busreview/request-letters/311483.pdf>

(3) 日本知財高裁決定³ (2014年5月16日)

この事案は、三星電子株式会社が FRAND 宣言を行っていた特許に基づいて差止請求を行うことの是非が争われた事案である(平成25年(ラ)第10007号特許権仮処分命令申立却下決定に対する抗告申立事件)。この決定は、Apple Japan 合同会社がライセンスを受ける意思を有していたと判断しているほか、FRAND 条件によるライセンスを受ける意思を有しないと認定は厳格にされるべき旨述べている。

なお、本意見書提出人は、上記決定に先んじて、並行審理されていた関連事件について知財高裁によって行われた意見募集に対し、公正取引の観点もふまえた意見書を提出している。その内容については、日本ライセンス協会ウェブサイト参照されたい⁴。

(4) 欧州司法裁判所判決⁵ (2015年7月16日)

本意見募集の告知に遅れることわずか8日後、先決裁定手続に基づく欧州司法裁判所による判決が行われた(Huawei Technologies Co. Ltd v ZTE Corp., ZTE Deutschland GmbH 事件)。この事案は、Huawei が、FRAND 宣言した LTE 規格必須特許に基づいてドイツ裁判所にて仮処分申立てを行っていたところ、標準必須特許権の行使をめぐる EU 競争法の「支配的地位濫用」(EU 機能条約 102 条)に関する問題点の検討について、デュッセルドルフ州裁判所から欧州司法裁判所へ付託されたものである。この先決裁定手続に基づく欧州司法裁判所判決における支配的地位濫用に関する判断は概ね以下のようなものであった。

³ http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/207/084207_hanrei.pdf

⁴ <http://www.lesj.org/contents/japanese/image/03.jyoho/pdf/20140320ikensyo.pdf>

⁵

<http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?doclang=EN&text=&pageIndex=1&part=1&mode=lst&docid=165911&occ=first&dir=&cid=3858>

同判決の和文による解説として、JETRO による

http://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/europe/20150717_rev.pdf などがある。

ア 必須特許権者は、まず、対象となる特許権等を具体的に特定して、侵害者に対して侵害通知すべきである

イ 侵害者がライセンスを受ける意思を示した場合には、書面で FRAND 条件ライセンスの提示をしなければならず、ライセンス料率も明示しなければならない

ウ 侵害者は誠実に対応しなければならず、遅延戦術を用いてはならない。提示条件を拒む場合は具体的な対案を示さなければならない

エ 合意に至らない場合には独立の第三者にライセンス料率決定を委ねてもよい

この判決により、標準規格必須特許に基づく差止請求が制限される場合及び制限されない場合のあることが、具体的に明らかにされている。

3 意見

以上のような、諸外国における検討状況やその到達点をみると、本指針改定案において新設される第3-1(1)オ及び第4-2(4)の規定は、事業者具体的な行動指針を与えるという観点からみて必ずしも十分なものとは言えず、したがって、ガイドラインとして実効性を有することとならないのではないかと憂慮する次第である。

本意見提出者は、貴会が、国際的にみて同様の議論の先導的な役割を果たしうる、標準必須特許に係るライセンス交渉の現状に即した、また、より明確かつ実効性のある、ガイドラインを策定されることを期待したい。